

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「事業場」という。）にパートとして雇用され勤務していたところ、平成〇年〇月〇日から正社員となり、事業場の施設である利用者の生活介護などを行うCにおいて、支援員として介護業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Cにおいて、突然、施設利用者に突き飛ばされ、反動で壁に激突して負傷し、D病院に救急搬送され、「左第2肋骨不全骨折、頸椎捻挫」と診断され、同日から同月〇日まで入院した後、同年〇月〇日に、Eクリニックを受診したところ、「適応障害」と診断された。請求人によると、D病院から退院後、眠れない、負傷時の夢を見てうなされる、日中に苦しさを感じるなどの症状が出現したという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名とその発病時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日提出の意見書において、利用者に怪我を負わされるというストレス因の直後(〇か月以内)に過呼吸、不眠、不安といった情緒面、行動面での症状が発生したという経過から、平成〇年〇月〇日に「適応障害」を発病したと述べ、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月下旬頃にICD-10の「F43.2 適応障害」を発病したと述べている。当審査会としては、請求人の症状経過等に照らして、G医師の意見は妥当なものと考えるところから、平成〇年〇月下旬に「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) 本件疾病を含む精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による出来事について検討すると、以下のとおりである。

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日に施設利用者に突き飛ばされて負傷し、「左第2肋骨不全骨折、頸椎捻挫」と診断され、同日から〇日間の保存療法による入院の後、外来通院により鎮痛剤の処方を受けている。

同出来事については、認定基準の具体的出来事「(重度の)病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみても、決定書理由に

説示するとおり、入院期間が短期間であり、傷病の程度及び治療経過から、特に社会復帰が困難な状況にあったとは認められず、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

イ 請求人は、平成〇年〇月〇日に施設利用者が暴れたのを制止しようとして負傷し、「左中指中節骨骨折」と診断され、負傷後、外来にて手術を受け、同年〇月まで通院により療養した。

同出来事については、認定基準の具体的出来事「(重度の) 病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみても、決定書理由に説示するとおり、請求人は休業せずに勤務しながら療養を継続しており、傷病の程度及び治療経過から、特に社会復帰が困難な状況にあったとは認められず、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(4) 業務以外の出来事及び請求人の個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(5) 以上のとおり、請求人に係る本件疾病の発病前の評価期間の出来事は、業務による心理的負荷の総合評価の「中」及び「弱」が各1つであると認められ、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病が業務上の事由によるものと認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。